

# 奨学金給付規程

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 公益財団法人奥田育英会(以下本会という。)定款第4条第3項の規定に基づき、この規程を定める。

### (奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、高校に在学する学生及び大学に在学する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 和歌山県内の高校に在学する学生又は和歌山県内の高校を卒業し大学に在学する学生
- (2) 高い志をもち、学業が優れ、品行が正しく、かつ、健康である者
- (3) 経済的理由により学資金の支弁が困難であると認められる者

### (奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、奨学生に採用したときからその者の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。

2 本会の奨学生の人数及び給付月額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事長が決定する。

3 奨学金は、第14条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

### (奨学生出願手続)

第4条 奨学生志望者は、次の各号に掲げる書類を、本会に提出するものとする。

- (1) 保護者と連署した奨学生願書(別紙様式第1号)
- (2) 学校長の奨学生推薦調書(別紙様式第2号)
- (3) 住民票(生計を一にする家族全員の記載のあるもの)
- (4) 市町村長が発行する所得証明書
- (5) その他必要な書類

### (奨学生の決定)

第5条 本会は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定する。

### (決定通知及び進学届の提出)

第6条 前条の規定により奨学生が決定したとき、本会は在学学校を通じて決定者に通知する。

2 大学奨学生決定者は、志望する学校に入学が決定したときは、速やかに進学届(在学証明書を添付したもの)を提出しなければならない。

### **(奨学金の給付)**

第7条 奨学金の給付は、本会が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、毎月1ヶ月分ずつ振り込む方法により行うものとする。ただし、特別の事情のある者については、この限りではない。

### **(奨学金の給付の停止)**

第8条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

### **(奨学金の給付の復活)**

第9条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が消滅し願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

### **(奨学金の打ち切り)**

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切りすることができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適正でないとき
- (4) 第11条第1項の規定を履行しないとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨学金を要しない理由が生じたとき

### **(生活状況等の報告)**

第11条 奨学生は、4ヶ月毎に年3回、生活状況報告書(別紙様式第3号)を本会に提出しなければならない。

2 奨学生は、毎年度終了後1カ月以内に在学証明書を本会に提出しなければならない。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければならない。

### **(奨学生に対する指導)**

第12条 奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な指導を行うものとする。

### **(奨学生の届出義務)**

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、保護者と連署のうえ遅滞なく書面により本会に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学又は長期にわたって欠席したとき
- (4) 復学したとき
- (5) 通学方法を変更したとき

(6) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

**(奨学金の返還請求)**

第14条 本会は、奨学生が、第 10 条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

**第3章 補 則**

**(実施細則)**

第15条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 8 月 24 日から変更実施する。
- 3 この規程は、平成 25 年 2 月 21 日から変更実施する。